

(12) 実務経験証明書

様式第九号 (第三条関係)

許可を受けようとする
建設工事の種類を記入

実 務 経 験 証 明 書

(用紙A4)

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 2△ 年 4 月 1 日

証明者の立場からみた被証明者
との関係を記入
(例) 社員、役員、従業員等

さいたま市大宮区大宮1-1-1
田中建設(有)
代表取締役 田中栄次

実務の経験を得たときに
所属していた使用者の商
号又は名称を記入

証明を得ようと
する者の氏名

実際に雇用されて
いた期間を記入

証 明 者
被証明者との関係
社員

代表
者印

個人の場合は
実印を押印し
印鑑証明書を
添付

技 術 者 の 氏 名	鈴木 太郎	生 年 月 日	昭和25年4月24日 <th>使 用 さ れ た 期 間</th> <td>昭和62年 7月から 平成14年 8月まで</td>	使 用 さ れ た 期 間	昭和62年 7月から 平成14年 8月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	田中建設(有)				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場作業員	〇〇邸天井仕上工事	その他	18件	2年 1月から 2年 12月まで	
現場主任	〇〇邸床仕上工事	その他	20件	3年 1月から 3年 12月まで	
〃	〇〇邸壁張り工事	その他	20件	13年 1月から 13年 12月まで	
〃	〇〇邸床仕上工事	その他	10件	14年 1月から 14年 8月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計	満 12年 8月

1行につき1年分を記載

(注)

1. この証明書が必要とされる専任技術者は、下表に該当する者です。

法第7条第2号の該当部分		必要な実務経験年数 (資格取得後)	
イ	所定の学科 (P9表3参照) を修めて学校 を卒業した者で、卒業後実務経験のある者	大学卒業者	3年以上
		高等学校卒業者	5年以上
ロ	実 務 経 験 者		10年以上
ハ	資格者で実務経験のある者	① 職業能力開発促進法 (旧職業訓練法) による技能検定のうち2級の検定職種 に合格した者	3年以上 (平成15年度以前は一年)
		② 地すべり防止工事士、建築設備資格者、 一級計装士の資格を有する者	1年以上
		③ 電気工事士法による第2種電気工事士 免状の交付を受けた者	3年以上
		④ 電気事業法による電気主任技術者免状 の交付を受けた者 電気通信事業法による電気通信主任技 術者資格者証の交付を受けた者	5年以上
		⑤ 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上
	所定の学科 (P9表3参照) を修めて学校 を卒業した者で、卒業後実務経験のある者	⑥ 専修学校専門課程卒業生で専門士又は 高度専門士を称する者	3年以上
		⑦ 専修学校専門課程卒業生	5年以上

上表イの場合 卒業証明書 (原本) 又は卒業証書写し (原本提示) + 実務経験証明書

上表ロの場合 実務経験証明書のみ

上表ハの場合 ①②③④⑤は資格を証明する合格証又は免状写し (原本提示) + 実務経験証明書

⑥⑦は卒業証明書等 (原本提示) + 実務経験証明書

2. 実務経験の裏付け資料については、P38を参照してください。証明者が許可業者でその証明期間中にその業種を取得していることが確認できる場合は、裏付け資料は必要ありません。

3. この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類別に、被証明者1人について、証明者ごとに作成してください。

4 「実務の経験」とは、表1左欄(P1～3)に掲げる29種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。また、この実務経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。

5 「証明者」は、原則として使用者であることとします。

6 「証明者」の欄は、「経營業務の管理責任者証明書」の記載上の注意(P34)を参照してください。

7 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載するものとし、具体的には、〇〇係長、〇〇工場長、〇〇課長等と記載してください。

8 「実務経験の内容」の欄には、その年の代表的な工事の内容を記入し、その他の工事は「その他〇件」として1年分を1行にまとめてください。

9 実務経験年数が重複しているものにあつては、次に掲げるもの以外は二重に計算することができません。例えば、10年間土木一式工事で建築一式工事の両方に従事していた場合に、同時期の経験は土木の実務経験10年と建築の実務経験10年として、計算することはできません。両方の資格を得たい場合は、併せて20年間の経験が必要となります。

※1 平成28年5月31日までの解体工事ととび・土工・コンクリート工事に係る実務経験について
平成28年5月31日までの解体工事に係る実務経験ととび・土工・コンクリート工事に係る実務経験が重複している場合は、それぞれの工事に係る実務経験として計算することができます。

※2 実務経験の振替ができる業種について

(1) 振替のできる業種について

以下の場合に実務経験の振替が認められます。

①一式工から専門工事への実務経験の振替

土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱断縁、解体

注：矢印の方向に向かつてのみ振替可、右枠内の業種間の振替不可

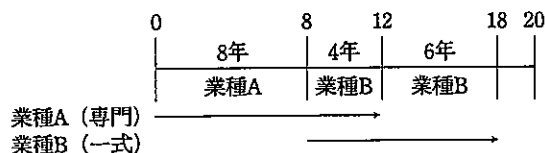
②専門工事間での実務経験の振替

大工	⇔	内装仕上
とび・土工	⇔	解体

(2) 振替をした場合の実務経験年数について

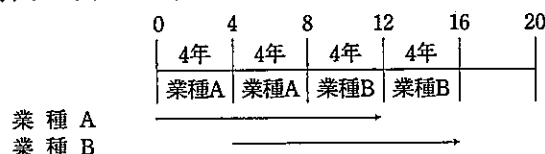
専任技術者になろうとする業種での実務経験と振替可能な業種での実務経験を、あわせて12年以上(専任技術者になろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要)有していれば、専任技術者となる資格を有することができます。

①一式工から専門工事への実務経験の振替→最大2年の期間短縮



例：とび・土工の実務経験8年、土木一式の実務経験10年で、両方の専任技術者になることが可能

②専門工事間での実務経験の振替→最大4年の期間短縮



例：大工の実務経験8年、内装の実務経験4年で大工の専任技術者になることが可能、しかし、内装の専任技術者になることは不可

(3) 専任技術者証明書の取扱い

建設業の種類は「7」、有資格区分は「99」とします。

10 この様式の記入に際しては、様式の記載要領に従ってください。